

回答書

平成30年8月30日

仙台弁護士会 会長 及川 雄介 殿

同 庶務委員長 郷野 元之 殿

(ファクシミリ送信：022-261-5945, 送信枚数4枚)

〒105-0003 東京都港区西新橋二丁目18番1号

弁護士ビル2号館501号室 弁護士法人西国際法律事務所

電話 03-6452-9855

FAX 03-6452-9856

弁護士 西 美友加



貴会からの当法人宛て2018年8月29日付け照会につき、代表の当職より、下記のとおりご回答いたします。

記

- 1 当職の母の故郷の宮城県遠田郡涌谷町は、人口約1万6000人で、弁護士が1人もいません。なので、高齢者や障がい者の皆様方の法的問題について、民生委員の先生方が、非弁と知りながら、助言を行っているのが実態です。
- 2 そこで、当事務所は、涌谷支所開設のために、不動産（但し、1階は当職居住のための住居、2階が事務所用のフロア）を借り、什器備品を整え、貴会に、上記事実を指摘して、「非常駐だが週2回の頻度で所長である当職が支所に赴き相談にあたり、事務員に業務を任せることは決してない。」と誓約して、開設の許可申請を出しました。
- 3 ところが、当事務所は、貴会から、理由の記載なき不許可通知を受領しました。その後、当事務所は、同涌谷町で常駐してくれる弁護士を「ひまわり求人」ほかあらゆる手段を使って探しましたが、1人の応募もありませんでした。当事務所は、かかる状況を示して、再度、貴会に許可申請を出しましたが「不許可」と記載され

た通知を受領するのみでした。

- 4 そのため、当事務所としては、同涌谷町でのリーガルサービスの必要性を更に示して3度目の許可申請をしようとしていた矢先に、第一東京弁護士会の大川副会長から突然当職宛てに電話がかかってきました。同副会長曰く「たまたま第一東京弁護士会の会長が、仙台弁護士会を訪れた際、仙台弁護士会の会長から、第一東京弁護士会の会長に、西先生の事務所の支所の申請が2回あったがいずれも不許可にしたにもかかわらず、看板がかかっているから撤去せよ、との話があった。」とのことでした。
- 5 当職が「この電話は一体何の手続に基づいてされているのですか？」と聞くと、同副会長は、「何の手続でもなく、本来なら然るべき措置を取るところ、そちらを慮ってこういう形で善処を求めているんですよ。看板にビニールカバーをかけてくれればそれですむんですよ。」と言いました。
- 6 当職は「是非、本来の手続を取って下さい。その中で、これまでの経緯も含めて、反論させていただきますから。」と言いました。すると、同副会長は、「私は許可申請云々には関わりたくない。それは仙台弁護士会の問題ですから。」と言った後に、「本来の措置として。本当にいいんですか？」と語気強く述べました。
- 7 同語気に、当職は、大変驚き、怖いと感じましたが、「どうぞ本来の措置をとって下さい。本件は、涌谷の方々を当事者とする訴訟の相手方代理人がやっていると思われ、このようなやり方が正しいとは到底思えませんが、賃貸借契約を即解除し支所開設を断念します。その結果について、どういう手続に従ってどこにご報告すれば良いのですか。」と言いました。
- 8 これに対して、同副会長は、「そのような報告の手続はありません。」と声を荒げて述べました。
- 9 この極めて不透明な「仙台弁護士会の会長から、第一東京弁護士会の会長へ、同会長から同副会長への指示、それに基づく同副会長から当職に対する一方的な電話」は、当事務所が、「プロボノで、過疎地の高齢者や障がい者の法律相談を受ける」ことを「目的」として、涌谷支所を開設したいという「望み」を、真っ向から

「阻止する」という、強い意向が働いているものと感じました。

1 0 当職は、かかる不透明な圧力がとても怖く、大川副会長から電話を頂戴したその日に、涌谷支所開設のために締結した不動産の賃貸借契約を解除し、その後、購入した什器備品（空調、冷蔵庫、洗濯機、机、いす等）を全て近所の方々に無償でお渡ししました。

1 1 当事務所が涌谷支所開設に向けてパーティを開催したことは事実ですが、同パーティの際も、その後も、常に、当職は、「仙台弁護士会に非常駐の許可申請中である。」「仙台弁護士会から許可を頂けていない。」「なんとかして仙台弁護士会に涌谷町でのプロボノ活動の必要性をご理解頂けるよう頑張る。」旨説明し、「開所を心から望んで頑張っているが、仙台弁護士会から許可を頂いていないので、業務をすることができない。」ことを、再三にわたり、各位にお話しております。実際、同所で、一切業務はしておりません。と申しますか、貴会より非常駐をご許可頂けず、どんなに探しても、誰一人として、涌谷町に常駐を希望する弁護士がおりませんでしたので、業務をすることはできませんでした。そのため、来年、当職自身が、宮城県遠田郡涌谷町に住居を移し、第一東京弁護士会から仙台弁護士会に移籍して、同涌谷町に常駐し、同町の皆様方、特に、現在、貧困且つ情報から事実上遮断されている状況にあり適切なリーガルサービスを受けられずお困りの高齢者・障がい者の方々のために、無償で法律業務を提供する予定でございました。

1 2 しかしながら、上述のとおり、本年7月半ば、「仙台弁護士会の会長から、第一東京弁護士会の会長へ、同会長から同副会長への指示、それに基づく同副会長から当職に対する一方的な電話」を受け、当職は、とても怖くなり、非常に情けないのですが、当職には権力も財力も後ろ盾もないことから、致し方なく、涌谷支所開設構想を断念しました。当職は、心から、涌谷町の皆さん、そして、もしかすると当事務所のプロボノでお役に立てたかもしれない潜在的クライアントの皆さんに、大変申し訳ない気持ちでいっぱいです。かかる不甲斐なき脆弱な当職に、貴会にて何からの咎めが必要とのことでしたら、いかようにも、貴会にて、適正手続に則り、事実をご主張・ご立証の上、然るべき措置をお取り頂きたく宜しくお願い申

し上げます。繰り返しになりますが、貴会ご懸念の場所には当事務所や当職を示すものは何もございませんので、貴会の先生方にて、聞き伝えの情報でなく、遠田郡涌谷町に赴いて、当該場所、そして同町の様子を、直接ご確認下さい。

13 以上が、今般の貴会から照会に対する回答です。当職といたしましては、貴会が、涌谷町民、特に、現在、貧困且つ情報から事実上遮断されている状況にある高齢者・障がい者の方々に、本当に十分なリーガルサービスの提供が隅々までなされているのか、実態調査もなく、当方の申請を不許可とすることはあり得ないと考えておりますので、今後とも、貴会にて、同サービスが欠如・不足することなきよう、同町に1つも法律事務所がなく、1人も弁護士がいない状況でも、十分なリーガルサービスを恒常的に提供し続けていく体制を、しっかりと構築して頂きますよう、宜しくお願い申し上げます。

以上